

ご意見への回答

平成30年10月12日

図書館長

【件名】

ロビー展示の利用対象について

【ご意見】

平成30年10月2日 福島市 女性 50代

ホールに展示されています JICA のボランティア活動を興味深く拝見しました。

県立図書館が、さまざまな面で情報拠点としての役割を果たしていること、とても大事なことと思います。

ただ気になるのは、たとえ政府系の機関とはいえ、ある特定の組織団体の活動の様子を PR する場合、やはり何がしかの規範、ルール、枠組み、目安が必要と思います。

とにかく政府系機関は、組織の防衛や、予算の確保、内部組織の増殖を目論んで、巧妙に PR 活動を行うクライがありますので。かつて貴図書館では、ある政府系組織による東日本大震災対応の活動を展示したことがあります。震災にあたっては、各方面の組織がその対応に努力しました。特定組織の PR に図書館が利用されるのは、図書館の自由、公平性など、その存立に係わることと思っています。

【回答】

ご意見ありがとうございます。

当館の「ロビー展示」は、参加型の情報発信活動の一環として、平成19年10月より開放し、「福島県立図書館ロビー展示要綱」を定め、運営しております。

なお、展示スペースの利用対象については次の通り定め、適正な展示に心がけております。

●福島県立図書館ロビー展示要綱

(開放の対象)

第2 展示ロビーは、原則として福島県内に在住、在学又は在勤する者、若しくはこれらの過半数により構成される団体に対して開放するものとする。ただし、作品展示の趣旨が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、図書館長は、これを開放しないものとする。

- ① 営利活動、宗教活動又は政治活動を目的とするとき
- ② 公序良俗に反するおそれがあるとき

なお、掲示に当たっては、希望者から申請書を提出していただき1件毎に審査をしています。

(担当：展示コーナー企画委員会 電話 024-535-3218)